

議案第62号

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第27号）の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給したいので、こ  
の案を提出するものである。

## 鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第7条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。